

「石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の委託業務」に関する  
参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

平成 28 年 2 月 23 日  
独立行政法人環境再生保全機構  
契約担当職 理事 佐野 郁夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の趣旨

本業務については、石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の委託業務を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、JFE テクノリサーチ株式会社及び帝人エコ・サイエンス株式会社（以下「特定事業者」という。）との契約手続きに移行します。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者が他にいる場合にあっては、当該応募者に対し医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測の能力を有するかの審査を行う予定です。

医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測の能力を有すると判断された者が複数いる場合にあっては、予算総額の範囲内において複数者と契約手続きを行います。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名：石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の委託業務
- (2) 業務内容及び履行期限：仕様書を参照
- (3) 業務の規模：平成 28 年度は 8 検体程度を計測する予定である。

### 3. 応募要件

#### (1) 基本的要件

##### ① 競争に参加することができない者

ア 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第 4 条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 取扱細則第 5 条の規定する契約の履行に当たり品質若しくは数量に関して不正の行為をした者及び公正な競争の執行を妨げた者並びに契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者等

##### ② 平成 25・26・27 年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

##### ③ 国の統一資格審査での「資格審査結果通知書」の写しを参加意思確認書等の提出期限までに提出できる者であること。

(2) 設備環境に関する要件

機構からの繊維計測依頼に応じて「Energy Dispersive X-ray Spectroscopy (エネルギー分散型X線分析装置) 機能付き」の透過型電子顕微鏡 (TEM) を使用できる環境を有していること。

(3) 業務実績に関する要件

TEM を用いた生体試料の計測実績があること。

4. 医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測の能力を有するかの審査について

別添「石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の委託業務に係る参加意思表明者への審査について」参照。

5. 手続き等

(1) 担当部署

仕様書の配布、応募先及び問い合わせ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F

独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部企画調整課 影山、増子

TEL:044-520-9614 FAX: 044-520-2193

(2) 仕様書等の交付期間、場所及び方法

期間：本公示の日から平成 28 年 3 月 8 日 (火) までの土曜日、日曜日を除く、10 時 00 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 17 時 00 分まで。

場所及び配布方法：上記 5. (1) にて配布

(3) 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法等

① 期限：平成 28 年 3 月 9 日 (水) 17 時 00 分まで

② 場所：5. (1) に同じ

③ 方法：持参、郵送 (書留郵便に限る。) によること。

④ 提出書類

・参加意思確認書

・3. 応募要件を満たすことを証する書面

・会社概要 (会社概要が分かるパンフレットで代替可)

※提出書類は返却いたしません。

6. その他

(1) 参加意思確認書の作成及び試験試料の測定に係る諸経費については、応募者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。

(4) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

（一般競争等に参加させることができない者）

第 4 条 機構は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

（一般競争等に参加させないことができる者）

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかった又は契約を締結したが、正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
  - (6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の  
委託業務に係る参加意思表明者への審査について

1 参加意思表明者に対する審査

石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の外部検査機関への委託業務について適正な契約に資するため、参加意思を表明した者（以下「応募者」という。）が参加意思確認公募に定めた応募要件（基本的要件及び設備環境に関する要件）に合格した場合には、次の審査手順に従い審査を行う。

2 審査手順

- (1) 応募者が医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測の能力を有しているかを判断するため、検液を機構から応募者に提供し、「石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等委託業務仕様書（以下「委託業務仕様書」という。）」に基づき、観察試料の作製及び繊維計測を行わせ、その結果を委託業務仕様書に定める様式の報告書として提出させる。
- (2) 機構は、応募者から提出された観察試料の作製及び繊維計測結果報告書について、医学的な判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測の能力を有しているかを判断するために、外部の専門家から意見を聴取する。
- (3) 外部の専門家は、環境省石綿健康被害判定小委員会及び同審査分科会の委員（肺内石綿繊維計測に関する知見を有する有識者）とする。
- (4) 機構は、(2)の外部の専門家の意見を取りまとめ、応募者が医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測能力を有しているか等について決定をする。

以上